

「電子交換所規則施行細則」新旧対照表

(下線部は改正箇所を示す)

新	旧
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(特定線引判等)</p> <p>第9条 参加銀行は、交換に付す手形(規則第13条第5項に定める手形をいう。以下この章において同じ。)には、不渡手形を除き、特定線引判等によって持出銀行名および持出店(交換参加店)名を表示しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10条～第30条 (略)</p> <p>(取引停止処分の対象手形)</p> <p>第31条 <u>(削除)</u></p> <p>(不渡情報登録の方法)</p> <p>第32条 <u>(削除)</u></p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(特定線引判等)</p> <p>第9条 参加銀行は、交換に付す手形(規則第13条第4項に定める手形をいう。以下この章において同じ。)には、不渡手形を除き、特定線引判等によって持出銀行名および持出店(交換参加店)名を表示しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10条～第30条 (略)</p> <p>(取引停止処分の対象手形)</p> <p>第31条 <u>次の手形または小切手(以下この章において「手形」という。)が不渡となった場合、支払銀行は、規則第40条第1項の規定により不渡情報登録を行わなければならない。なお、不渡情報登録において登録すべき事項については、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>一 交換所における交換手形</u></p> <p><u>二 行内交換手形</u></p> <p><u>三 前2号または次項に該当しない手形で参加銀行を支払銀行とする手形</u></p> <p><u>2 所持人が参加銀行の店頭で支払呈示した手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第40条の規定により不渡情報登録を行うことができる。</u></p> <p><u>3 パーソナル・チェックにおいて当座取引上代理人である者が振出した小切手の不渡については、小切手面に代理関係の表示がない場合でも、その取引名義人を取引停止処分に付することとし、不渡情報登録においてはその取引名義人を振出人等として届け出る。</u></p> <p><u>4 規則第39条第2項ただし書に規定する債権保全のための貸出は、債権保全のために既存の貸出を継続する場合のほか、債権保全のために行う新規の貸出とする。</u></p> <p><u>5 交換所は、支払銀行から規則第40条にもとづく不渡情報登録が行われた場合、電子交換所システムにより、持出銀行に通知するものとする。</u></p> <p>(不渡情報登録の方法)</p> <p>第32条 <u>持出銀行は、前条第5項に定める通知を受け、持出銀行の支店コードを登録するとともに、登録された情報が手形券面に記載されている情報と相違ないか確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項による確認の結果、登録された不渡情報を訂正すべき場合の支払銀行の取扱いは、別に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>3 次の各号に該当する手形の不渡情報登録の時限は、交換日の翌営業日の午後3時とする。</u></p> <p><u>一 第27条第1項第1号または第2号にもとづき特例不渡返還を行う手形</u></p> <p><u>二 前条第1項第3号に係る手形</u></p> <p><u>4 支払銀行による手続遺漏のため、規則第40条第1項または前項に定める時限までに登録が間に合わない場合は、当該事態判明後速やかに交換所に報告し、その指示に従って取扱うものとする。</u></p> <p><u>5 同一の振出人等に関して同一交換日に係る不渡情報登録が複数件あった場合、これを1回として計算する。</u></p>

新	旧
<p>(不渡事由等)</p> <p>第33条 規則第33条第1項に定める不渡返還において登録する不渡事由は、次によるものとする。</p> <p>一 0号不渡事由 適法な呈示でないこと等を事由とする次に掲げる不渡事由であり、この場合、不渡情報登録は不要である。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 依頼返却等による事由 依頼返却、二重持出、該当店舗なし、レート相違・換算相違、振出人等の死亡、再交換禁止(第13条本文)、イメージ不鮮明(規則第18条第2項第3号)、<u>振出期限超過又は交換廃止後の手形等</u></p> <p>④ (略)</p> <p>二 <u>(削除)</u></p> <p>三 <u>(削除)</u></p> <p>2 <u>(削除)</u></p> <p>(不渡報告、取引停止報告の確認方法)</p> <p>第34条 <u>(削除)</u></p> <p>(不渡情報の検索)</p> <p>第35条 <u>(削除)</u></p>	<p>(不渡事由等)</p> <p>第33条 規則第40条第1項に定める不渡事由および不渡情報登録の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>一 0号不渡事由 適法な呈示でないこと等を事由とする次に掲げる不渡事由であり、この場合、不渡情報登録は不要である。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 依頼返却等による事由 依頼返却、<u>案内未着</u>、二重持出、該当店舗なし、レート相違・換算相違、振出人等の死亡、再交換禁止(第13条本文)、イメージ不鮮明(規則第18条第2項第3号)</p> <p>④ (略)</p> <p>二 第1号不渡事由 <u>次の不渡事由であり、この場合、不渡情報登録を要する。ただし、取引停止処分中の者に係る不渡(取引なし)については不渡情報登録を要しない。</u> <u>資金不足(手形が呈示されたときにおいて当座勘定取引はあるがその支払資金が不足する場合)</u> <u>取引なし(手形が呈示されたときにおいて当座勘定取引のない場合)</u></p> <p>三 第2号不渡事由 <u>0号不渡事由および第1号不渡事由以外のすべての不渡事由であって例示すると次のとおりであり、この場合、不渡情報登録を要する。</u> <u>契約不履行、詐取、紛失、盗難、印鑑(署名鑑)相違、偽造、変造、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違(金額欄にアラビア数字をチェック・ライター以外のもの記入した場合等)、約定用紙相違(金融機関所定の用紙以外を使用した場合)</u></p> <p>2 不渡事由が重複する場合は次による。</p> <p>一 0号不渡事由と第1号不渡事由または第2号不渡事由とが重複する場合は、0号不渡事由が優先し、不渡情報登録を要しない。</p> <p>二 第1号不渡事由と第2号不渡事由とが重複する場合は、第1号不渡事由が優先し、第1号不渡情報登録による。ただし、第1号不渡事由と偽造または変造とが重複する場合は、第2号不渡情報登録による。</p> <p>(不渡報告、取引停止報告の確認方法)</p> <p>第34条 <u>参加銀行は、規則第41条および同第42条に定める不渡報告、取引停止報告は、電子交換所システムにより確認することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定める電子交換所システムによる不渡報告、取引停止報告の確認は、掲載日から起算して2年後の応当日の前日まで行うことができる。</u></p> <p>(不渡情報の検索)</p> <p>第35条 <u>交換所および参加銀行は、次の各号に掲げる不渡情報について、各号に定める日まで電子交換所システムにより検索することができる。</u></p> <p>一 <u>不渡報告に掲載された不渡情報 交換日から起算して6か月後の応当日の前日までの間</u></p> <p>二 <u>取引停止報告に掲載された不渡情報 取引停止処分日から起算して2年後の応当日の前日までの間</u></p>

新	旧
<p>(不渡情報の適正な管理)</p> <p>第 36 条 <u> (削除) </u></p>	<p>(不渡情報の適正な管理)</p> <p>第 36 条 <u> 規則第 43 条第 2 項の規定により交換所が不渡情報を提供することができる場合は、次のとおりである。</u></p> <p>一 <u> 中小企業倒産防止共済法、法人税法等の法令等により取引停止処分（中小企業倒産防止共済法施行規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に定める手続を含む。）の証明依頼があった場合</u></p> <p>二 <u> 刑事訴訟法、民事訴訟法等の法令により不渡情報の照会があった場合</u></p> <p>2 <u> 規則第 43 条第 4 項に規定する安全管理に関する措置は別に定めるところによる。</u></p>
<p>(不渡情報の共同利用)</p> <p>第 37 条 <u> (削除) </u></p>	<p>(不渡情報の共同利用)</p> <p>第 37 条 <u> 規則第 44 条第 2 項に規定する公表の方法は、共同利用者のホームページへの掲載、共同利用者の事務所</u> <u> 所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配布その他振出人等が容易に公表された内容を知り得</u> <u> る方法とする。</u></p>
<p>(異議申立)</p> <p>第 38 条 <u> (削除) </u></p>	<p>(異議申立)</p> <p>第 38 条 <u> 規則第 45 条の規定による異議申立は、支払銀行が振出人等から異議申立依頼書（様式第 13 号）の提</u> <u> 出、および自行の定める手続により異議申立預託金の預け入れを受けたうえで、交換所に異議申立書（様式第</u> <u> 14 号）を提出することにより行うものとする。</u></p>
<p>(異議申立の特例)</p> <p>第 39 条 <u> (削除) </u></p>	<p>(異議申立の特例)</p> <p>第 39 条 <u> 支払銀行は、規則第 45 条第 2 項ただし書の規定により異議申立預託金の預託の免除を請求（以下「免</u> <u> 除請求」という。）する場合には、不渡の事由が偽造または変造であることを証明するため異議申立書〔特例扱〕</u> <u>（様式第 15 号）に次の資料を添付して交換日の翌々営業日の午後 3 時まで</u> <u> に交換所に提出しなければならない。ただし、第 1 号の資料の提出期限は、交換日から起算して 10 営業日目の午後 3 時までとする。</u></p> <p>一 <u> 告訴状写および同受理証明書（写）</u> <u> ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は警察署への被害届写および同受理証明書</u> <u>（写）で足りる。</u></p> <p>二 <u> 振出人等の陳述書</u></p> <p>三 <u> 当座勘定取引証明書</u></p> <p>四 <u> 届出印鑑写</u></p> <p>五 <u> 偽造または変造手形の写</u></p> <p>2 <u> 前項の規定にかかわらず、振出人等と取引がなくかつ用紙交付先と相違する場合等真にやむを得ない理由に</u> <u> より前項第 1 号および第 2 号の資料の提出ができない場合には、当該資料に代え告訴状写の提出不能理由書お</u> <u> よび支払銀行の陳述書の提出によることができる。</u></p> <p>3 <u> 交換所は、不渡手形審査専門委員会の審議に必要とする場合には、前 2 項に規定する資料以外の証明資料の</u> <u> 提出を求めることができる。</u></p> <p>4 <u> 免除請求後、新事実が判明する等の理由により免除請求の維持が困難とされた場合には、支払銀行は遅滞な</u> <u> く振出人等から異議申立預託金の預け入れを受けたうえで、交換所に所定の取下書（様式第 16 号）を提出しな</u> <u> ければならない。振出人等から異議申立預託金の預け入れがなかった場合には取下書にその旨を記載すること</u> <u> とする。</u></p> <p>5 <u> 第 1 項第 1 号または第 2 項に規定する資料を提出できない場合には、支払銀行は振出人等から異議申立預託</u> <u> 金の預け入れを受けたうえで、交換日から起算して 10 営業日目の午後 3 時まで</u> <u> に交換所に交換所所定の取下書</u></p>

新	旧
<p>(不渡事故解消届の提出) 第 40 条 <u>（削除）</u></p> <p>(支払義務確定届の提出) 第 41 条 <u>（削除）</u></p> <p>(差押命令送達届の提出) 第 42 条 <u>（削除）</u></p> <p>(持出銀行が存しない場合の不渡事故解消届等の提出) 第 43 条 <u>（削除）</u></p> <p>(異議申立の手續の終了および異議申立預託金の返還許可) 第 44 条 <u>（削除）</u></p>	<p><u>を提出しなければならない。振出人から異議申立預託金の預け入れがなかった場合には取下書にその旨を記載することとする。</u></p> <p>6 <u>不渡手形審査専門委員会の審議において異議申立預託金の免除請求が却下された場合、支払銀行は却下された日の翌々営業日の午後 3 時までに振出人等から異議申立預託金の預け入れを受けたうえで交換所に別に定める方法により報告しなければならない。</u></p> <p>7 <u>前 3 項の異議申立預託金が預け入れられなかったことが明らかとなった場合には、異議申立が当初から行われなかったものとみなし、交換所は、不渡報告または取引停止報告に当該不渡手形の交換日を基準にして追加掲載するものとする。</u></p> <p>(不渡事故解消届の提出) 第 40 条 <u>異議申立が行われた不渡情報登録について不渡事故が解消したときは、持出銀行は、不渡事故解消届（様式第 17 号）を交換所に提出するものとする。</u></p> <p>(支払義務確定届の提出) 第 41 条 <u>異議申立に係る不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した場合には、持出銀行は、支払義務確定届（様式第 18 号）を交換所に提出することができる。</u></p> <p>(差押命令送達届の提出) 第 42 条 <u>異議申立に係る不渡手形について当該手形債権を請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令（差押・転付命令を含む。）が支払銀行に送達された場合には、持出銀行は、差押命令送達届（様式第 19 号）を交換所に提出することができる。</u></p> <p>(持出銀行が存しない場合の不渡事故解消届等の提出) 第 43 条 <u>前 3 条において、異議申立に係る不渡手形が第 31 条第 1 項第 3 号または第 2 項に規定するものである場合には、各条に規定する各届の提出は支払銀行が行うものとする。</u></p> <p>(異議申立の手續の終了および異議申立預託金の返還許可) 第 44 条 <u>規則第 46 条第 1 項に定める異議申立預託金の返還許可の申立は、支払銀行が交換所に対し、異議申立預託金返還許可申立書（様式第 20 号）に次に掲げる資料を添付のうえ提出することで行うものとする。</u></p> <p><u>一 規則第 46 条第 1 項第 5 号に掲げる場合には、振出人等に係る除籍謄本</u></p> <p><u>二 規則第 46 条第 1 項第 6 号に掲げる場合には、当該手形の写しおよび当該手形の支払義務のないことが裁判により確定したことを証する次のいずれかの資料</u></p> <p><u>① 確定した手形訴訟判決の写し</u></p> <p><u>② 当該手形について支払義務のないことについての確定した通常訴訟判決の写し</u></p> <p><u>③ 当該手形について支払義務のないことについての認諾調書の写し</u></p> <p><u>④ 当該手形について支払義務のないことについての和解調書の写し</u></p> <p><u>⑤ 当該手形について支払義務のないことについての調停調書の写し</u></p>

新	旧
<p>(異議申立預託金の返還の特例) 第45条 <u>（削除）</u></p>	<p>(異議申立預託金の返還の特例) 第45条 <u>規則第46条第3項の規定により異議申立預託金の返還許可の申立をする場合には、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものであることを証明するため異議申立預託金返還許可申立書〔特例扱〕(様式第21号)に第39条に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。</u></p>
<p>(支払義務の確定後における取引停止処分等) 第46条 <u>（削除）</u></p>	<p>(支払義務の確定後における取引停止処分等) 第46条 <u>規則第47条第1項に規定する請求(以下「処分審査請求」という。)は、第41条に規定する支払義務確定届または第42条に規定する差押命令送達届が交換所に受理され、かつ当該受理日(差押命令送達届が交換所に受理された日の後に異議申立に係る不渡手形金額全額の支払義務が確定した場合には、当該確定の日。以下「受理日」という。)から起算して2か月後の応当日以後においても不渡手形の支払がなされていない場合に行うことができる。</u> 2 <u>持出銀行は、処分審査請求をする場合には、不渡報告・取引停止処分審査請求書(様式第22号)に次の資料を添付して交換所に提出するものとする。</u> 一 <u>支払義務の確定を証する次のいずれかの資料</u> ① <u>確定した手形訴訟判決文の写し</u> ② <u>手形債権に係る確定した通常訴訟判決文の写し</u> ③ <u>手形債権に係る認諾調書の写し</u> ④ <u>手形債権に係る和解調書の写し</u> ⑤ <u>手形債権に係る調停調書の写し</u> 二 <u>当該不渡手形の写し</u> 三 <u>不払に関する事情説明書</u> 3 <u>処分審査請求は、受理日から起算して3か月後の応当日以後または当該不渡手形の異議申立日から起算して2年後の応当日以後はできないものとする。処分審査請求が認められている期間内であっても、同一の振出人等に係る同一交換日の他の不渡手形についてすでに処分審査請求がなされ、その請求が理由があるものと認められている場合も同様とする。</u> 4 <u>交換所は、支払銀行および持出銀行に対して、不渡手形審査専門委員会での審議のために必要な資料の提出を求めることができる。</u> 5 <u>同一の振出人等に係る複数の不渡手形について処分審査請求が行われ、その請求が理由があるものと認められた場合には、不渡手形審査専門委員会の最終審査日が同一であっても、各々の不渡手形の交換日が異なるときは、第32条第8項の規定にかかわらず、不渡情報登録の提出回数はその交換日ごとに1回として計算するものとする。</u></p>
<p>(持出銀行が存しない場合の処分審査請求) 第47条 <u>（削除）</u></p>	<p>(持出銀行が存しない場合の処分審査請求) 第47条 <u>処分審査請求は、異議申立に係る不渡手形が第31条第1項第3号または第2項に規定するものである場合には、支払銀行がこれを行うものとする。</u></p>
<p>(不渡報告または取引停止処分の取消) 第48条 <u>（削除）</u></p>	<p>(不渡報告または取引停止処分の取消) 第48条 <u>規則第48条第1項または第2項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分の取消請求書(様式第23号)に取扱錯誤を証する資料を添付しなけれ</u></p>

新	旧
<p>(偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消)</p>	<p><u>ばならない。</u></p>
<p>第 49 条 <u>(削除)</u></p>	<p>第 49 条 <u>規則第 49 条第 1 項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行われたものであることを証明するため、不渡報告または取引停止処分の取消請求書(様式第 23 号)に第 39 条に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。</u></p>
<p>(取引停止処分等の解除)</p>	<p>(取引停止処分等の解除)</p>
<p>第 50 条 <u>(削除)</u></p>	<p>第 50 条 <u>規則第 50 条第 1 項の規定により交換所に取引停止処分等の解除を請求する場合には、解除を相当とする理由の存在を証明するため、取引停止処分等解除請求書(様式第 24 号)に次の資料を添付しなければならない。</u></p> <p><u>一 請求金融機関の理由書</u></p> <p><u>二 振出人等の陳述書</u></p> <p><u>三 預金残高証明書</u></p> <p><u>四 理由書記載の事実を証明する資料</u></p>
<p>(異議申立、取引停止処分の取消、解除手続に係る届出書類等の提出方法)</p>	<p>(異議申立、取引停止処分の取消、解除手続に係る届出書類等の提出方法)</p>
<p>第 51 条 <u>(削除)</u></p>	<p>第 51 条 <u>第 38 条から第 50 条に定める届出書類、添付資料は、別に定める方法により提出するものとする。</u></p>
<p>(不渡手形審査専門委員会)</p>	<p>(不渡手形審査専門委員会)</p>
<p>第 52 条 <u>(削除)</u></p>	<p>第 52 条 <u>不渡手形審査専門委員会の委員および運営については、事務委員会の決議をもってこれを定める。</u></p>
<p>第 53 条～第 59 条 (略)</p>	<p>第 53 条～第 59 条 (略)</p>
<p>(一時停止時緊急措置時等において異議申立手続が行えない場合の届出)</p>	<p>(一時停止時緊急措置時等において異議申立手続が行えない場合の届出)</p>
<p>第 60 条 <u>(削除)</u></p>	<p>第 60 条 <u>規則第 59 条第 1 項および第 2 項に定める緊急措置認定銀行による交換所への届出手続は別に定めるところによるものとする。</u></p>
<p>(一時停止時緊急措置時等における異議申立の特例)</p>	<p>(一時停止時緊急措置時等における異議申立の特例)</p>
<p>第 61 条 <u>(削除)</u></p>	<p>第 61 条 <u>交換所は、支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、第 39 条第 4 項または第 5 項に規定する交換所所定の取下書を提出できないときおよび同条第 4 項、第 5 項または第 6 項に規定する振出人等からの異議申立預託金の受入れができないときは、取下書の提出および異議申立預託金の受入れを一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。</u></p> <p><u>2 交換所は、前項の規定により振出人等からの異議申立預託金の受入れを猶予したときは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで第 39 条第 7 項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行わないものとする。</u></p> <p><u>3 交換所は、支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第 39 条第 4 項または第 5 項に規定する交換所所定の取下書を提出できないときはその提出を免除し、また、同条第 4 項、第 5 項または第 6 項に規定する振出人等からの異議申立預託金の受入れは要しないものとする。</u></p>

新	旧
<p>第 62 条～第 66 条 (略)</p> <p>(取引停止処分者との取引の解約) 第 67 条 <u>(削除)</u></p> <p>(査定委員会) 第 68 条 <u>(削除)</u></p> <p>(助言または指導) 第 69 条 <u>(削除)</u></p> <p>第 70 条～第 71 条 (略)</p> <p><u>附則 (2026 年 3 月改正)</u></p> <p>1 この施行細則の改正は 2027 年 4 月 1 日から実施する。ただし、次に掲げる各号の改正は各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第 9 条第 1 項および第 33 条第 1 項第 1 号③ 2026 年 3 月 31 日</p> <p>二 第 31 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 5 項、および第 32 条第 3 項 2027 年 3 月 30 日</p> <p>三 第 32 条第 1 項 2027 年 3 月 31 日</p>	<p>4 交換所は、前項の規定により振出人等からの異議申立預託金の受入れを要しないものとしたときは、<u>第 39 条第 7 項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行わないものとする。</u></p> <p>第 62 条～第 66 条 (略)</p> <p>(取引停止処分者との取引の解約) 第 67 条 <u>交換所は、参加銀行が取引停止処分を受けた者と取引をしたことが判明したときは、直ちに、その旨を当該銀行に通知する。</u></p> <p>2 <u>前項の通知を受けた参加銀行は、速やかにその取引を解約し、当座勘定解約通知書(様式第 28 号)を交換所に提出する。ただし、交換所の通知に異議がある場合には、当該通知を受けた日から起算して 5 営業日を経過する日までに電話等により、交換所に申し出るものとする。</u></p> <p>(査定委員会) 第 68 条 <u>査定委員会は、規則第 43 条または同第 44 条第 2 項の規定に違反した参加銀行に対する処分の査定を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>査定委員会の構成および運営については、事務委員会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(助言または指導) 第 69 条 <u>交換所は、規則第 43 条または第 44 条第 2 項の規定に違反した参加銀行に対し、助言または指導を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>交換所は、前項の措置を取った場合には、査定委員会に報告するものとする。</u></p> <p>第 70 条～第 71 条 (略)</p> <p>(新設)</p>

以 上